

医療法人 正寿会
デイサービス倅せ運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人正寿会が開設する地域密着型通所介護・第一号通所介護事業所デイサービス倅せ（以下「事業所」とう。）が行なう地域密着通所介護・第一号通所介護の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行なうことにより、利用者の社会的孤立間の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 地域密着型通所介護・第一号通所介護は、利用者の要介護・要支援状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行なうものとする。

2 事業者自らその提供する地域密着型通所介護・第一号通所介護の質の評価を行ない、常にその改善を図るものとする。

(運営方針)

第3条 運営方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 地域密着型通所介護・第一号通所介護の提供に当たっては、地域密着型通所介護計画・第一号通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練等及びその者が日常生活を営むことのできるよう必要な援助を行なう。
- (2) 地域密着型通所介護・第一号通所介護の提供に当たる従業者は、地域密着型通所介護・第一号通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行なうことを旨とし、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行なう。
- (3) 地域密着型通所介護・第一号通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な技術をもってサービスを提供する。
- (4) 地域密着通所介護・第一号通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助の生活指導、機能訓練等その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 この事業所及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 デイサービス倅せ
- (2) 所在地 山梨県甲府市城東4丁目2番23号
(従業者の職種、職員及び職務の内容)

第5条 この事業所に勤務する従業者の内容は、次のとおりとする。なお、地域密着型通所介護・第一号通所介護従業者は地域密着型通所介護・第一号通所介護の業務を行なうものとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、地域密着型通所介護計画・第一号通所介護計画の作成及び説明を行なうほか、従業員の管理、地域密着型通所介護・第一号通所介護の利用の申し込みに係わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行なう。

(2) 生活相談員 1名以上

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービス調整及び居宅介護支援事業所等他の関係機関との連絡調整を行なう。

(3) 看護職員・機能訓練指導員兼務 1名以上

看護職員は利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行なう。

機能訓練指導員は日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために機能訓練の方法を指導し訓練を実施する。

(4) 介護職員 2名以上

利用者の心身の状況を把握し、適切な介護を行なう。

(営業日、営業時間等)

第6条 営業日、営業時間及びサービス提供時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時30分から午後4時30分までとする。

(利用定員)

第7条 利用定員は、18人とする。但し土曜日は10人とする。

(地域密着型通所介護・第一号通所介護の内容)

第8条 地域密着型通所介護・第一号通所介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の援助
- (2) 機能訓練等
- (3) 健康状態の確認
- (4) 入浴介助
- (5) 居宅から事業所への送迎
- (6) 介護等に関する相談及び援助
- (7) 食事提供

(地域密着型通所介護・第一号通所介護の利用料)

第9条 地域密着型通所介護・第一号通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該地域密着型通所介護・第一号通所介護が法定代理受理サービスであるときはその1割、2割又は3割の額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者の希望により次の便宜を提供した場合は、その利用料の支払いを受けるものとする。

(1) 食費 600円／日

(2) おむつ代 110／枚

(4) 前各号に掲げるもののほか、地域密着型通所介護・第一号通所介護の提供において提供される便宜のうち日常生活においても通常 必要なるものに係る費用であって、利用者が負担することが適当とみとめられる費用。 実費

3 前項の便宜を提供する際には、利用者又はその家族に対して事前に理解しやすいよう説明を行なった上で、文章により同意を得なければならない。

第10条 通常の事業の実施地域は甲府市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 サービスの利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

(1) 利用者は従業者の指示、指導に留意し、他の利用者への迷惑行為を慎むこと。

(2) 事業所の環境調整、衛生保持に協力すること

(苦情処理)

第12条 提供した地域密着型通所介護・第1号通所介護に対する利用者又は家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調の実施、改善措置、利用者又家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第13条 地域密着型通所介護・第一号通所介護の提供中に、利用者の病状の急変等が生じた場合、その他必要な場合は、主治医への連絡する等適切な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第14条 地域密着型通所介護・第一号通所介護の提供中に、天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の非難等適な措置を講ずる。また、管理者は、日常生活に具体的な消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風災害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、非常災害に備えるため、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行なう。

(事故発生時の対応)

第15条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村利用者の家族、居宅介護支援事業者に連絡を行なうとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行なう。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、地域密着型通所介護・第一号通所介護従業者の質的向上を図るため、研修の機会を設けものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 事業所は、従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらすことがないよう、これらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 3 事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 4 この規定の定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人正寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第17条 事業所は、利用者の人権・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 1) 虐待を防止するための事業所職員に対する研修の実施
- 2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（虐待に関する事項）

第18条 事業者は、利用者様の人権の擁護・虐待等の発生またはその再発を防止する防止の為次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- （2）虐待防止の為の指針を整備する。
- （3）虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するまでの担当者を設置する。

（業務継続計画の策定等）

第19条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画

に従い 必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び定期的の実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第20条 事業所は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年9月1日から施行する。